第３条　保護司の証票及び記章に関する訓令（平成20年法務省訓令第３号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（交付簿） **第５条**　証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載するものとする。 ２　［略］	（交付簿） **第５条**　証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載し、証票と証票交付簿にかけて契印を押すものとする。 ２　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。